



Title	<擬作>の周辺 : 随心院本『啓白諸句』解題の補足 をかねて
Author(s)	荒木, 浩
Citation	詞林. 2005, 37, p. 53-64
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67534
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〈擬作〉の周辺

——随心院本『啓白諸句』解題の補足をかねて——

荒木 浩

一、問題の所在

近時、随心院所蔵の『啓白諸句(集)』という文献の翻刻紹介をする機会があった(『随心院蔵『啓白諸句』解題・翻刻——付作者索引』、以下拙(旧)稿と同上稿を呼ぶ)。

同書は、近年その活動が著しく注目される、後白河皇子守覚法親王の撰述で、啓白(表白)句を分類類聚して、二〇〇句というきりのよい数字にまとめ上げたものである。

本書は、啓白文を作る参考として作文例を啓白の発願者(施主)の身分により類聚したもので、「発句」「施主句」「祈禱句」「修法句」「祈願句」に大別した中を、さらに施主(発願者)の身分に拠り細分してあり、これらの作文例をつなぎ合はせれば、直ちに所用の一文が成り立つようになつてゐる体の編著である。

(川瀬一馬「啓白諸句集解説」『阪本龍門文庫複製叢刊之十一 啓白諸句集』)

川瀬氏解説は、本書について次の様な重要な指摘もしている。

その中で特に注意すべきは、「擬作」と注した部分が存在する点であつて、それは在来既成の作例に適當なものが見当たらない場合に、新しく適當な作例を本書のために擬らへ作つた意を示すものに相違なく、その作者が鎌倉極初期に生存した茂・敦綱・長守・宗業・為長・親経等の博士達に限られてゐるのも、そのためである。それ故に、擬作とある分は、法親王の注文に拠つて諸博士が本書のために特に新作したものである。(同前)

本稿は、荒木旧稿が『啓白諸句』自体の翻刻・紹介を目的とするため、問題点の確認に止めた右の「擬作」をめぐるいくつかの問題を、メモとして記したものである。何分匆卒の調査・分析のため、多くの論じ残しと失考を含むものと思ふ。広くご批評を賜りたい。

二、擬作の語義

「擬作」という語については、一般的な国語辞典でも次のような説明がなされるものがある。

ぎさく【擬作】

1 前もって作っておくこと。特に、詩会、歌会、歌合などにそなえてあらかじめ詩歌などを作っておくこと。

2 まねて作ること。似せて作ること。また、その作品。

(小学館『国語大辞典』、ブックシェルフ版)

通常、現代のわれわれの語感では2の説明を以てこの語の理解とするように思うが、それは、中国での用例に則して正しい。『大漢和辞典』等では適例を挙げないが、『漢語大詞典』は熟語「擬作」を立項して、

摸倣别人的風格、或假託其口吻而写的作品。亦謂摸倣別人進行寫作。
(簡体字を通行の字体に改)

と説明する。また近藤春雄『中国学芸大事典』は「擬作詩」を立て、「古詩分類上、前人の作にまねて作った詩をいう」以下の解説を施す。

ところが、『日本国語大辞典』では初版・第二版とも2の意味については用例を挙げず、『角川古語大辞典』は、「擬作」の項を次のように記して、

名 歌学用語。歌会・歌合に備えて、あらかじめひそかに詠んでおく歌。「当座に詠むことは少き擬作とかかにてぞ侍りける」(今鏡・すべらぎ中)「しかるべき時、名を上げたる歌は、多くは擬作にて有りけるとかや」(無名抄)「已上三首合点、同廿六日進じ了んぬ。其外擬作也」

(拾玉集・四)

そもそも2に相当する意義を掲出しないのである。³ 日本歴史の語彙としての「擬作」が、むしろ主に1の用例として把握されていることがわかるだろう。

さて、その1の「擬作」だが、右の『角川古語』は、この語を「歌学用語」と限定していた(『和歌大辞典』も同)。同書の引用は、たしかに「歌学」をめぐる用例に限られているが、通常必ず挙例され、また近年注目されているのは、『江談抄』の次の用例であろう。

また談られて云はく、「擬作の起こりは天神始めて作り儲けらる。有るべき由なり」と云々。

〔江談抄〕六・七一「擬作の起こりの事」、新大系(5)本条から読み取るべきことは多いが、この談話の語り手が大江匡房であること、また「擬作」の語を挙げて、「作り儲け」るものであると説明されていること、そしてそうした方法が成り立つ由縁たる元祖として、天神・菅原道真が挙げられていることが、ひとまず確認される。⁶

匡房が、道真を起源として上げているのは、直接的には、道真に「擬作」の注記を持つ詩が一首指摘されること(『菅家文草』巻一、5「賦得詠青、一首。へ十韻、泥字、擬作」)、旧大系(5)を意味する。⁷

しかし、道真の用例は、「擬作」の注記はあるものの、具体的な状況については明らかではなく、中国での本来の用法の「擬作」である可能性も十分にある。ゆえに、匡房の言述

は、「擬作」が作り儲けるものの意で用いられる、という特異な用法が、中国には見あたらず、そのゆえを、日本の象徴的代表詩人道真に由来する、と権威づけつつ説明しようとする発言であることに注意する必要がある。

擬作、

あらかじめ、詩題なり歌題なり、或いは文場を想つて作り儲けられた詩歌の事であるが、漢籍には見当たらない語：

(甲田利雄『校本江談抄とその研究』中巻・三一五頁)

『江談抄』の用例は、ひとまず匡房の「擬作」理解の例としておさえ、問題を道真に直結させることには慎重であるべきなのかも知れない。新大系『江談抄』脚注が指摘するように、「江都督納言願文集所収の作には擬作が少なくない。匡房にとって擬作は関心事であったと思われる」からである。

三、院政期語としての「擬作」と大江匡房

右のように捉えることに示唆的な論述が、夙に久保田淳氏「★21擬作」(『日本古典文学史の基礎知識』、一九七五年、有斐閣刊)によってなされている。久保田氏も「擬作とは、漢詩や和歌などで、詩会、歌会、歌合などに備えて、あらかじめ作品を詠んでおくこと、またその作品をもうい。中国にこのような意味での用例があるかどうか不明であるが、日本では院政期ごろから、右のような意味で用いられている」とした上

で、『江談抄』を所引、「比較的古い例であろう」とし、以下『今鏡』、『無名抄』を引いて、次のように問題点を整理する。さまざまな対象を描いた著名画家の写生帳がしばしば存するように、専門歌人が平素からさまざまな題材を詠んで、難題へのトレイニングとし、かつはストックを作っておいたであろうことは、十分想像される。また、現に短詩型文学において行なわれていることかもしれない。ただ、それを「擬作」と呼んで、一つの創作方法として自覚的に行なったこと、またそれを実践することが、特に、専門歌人としての自覚を深めたであろうことが、特に注目されるのである。

このような意味でのこの語の用例が、現在知られる限りでは、院政期ごろから見出されるといふことは、興味深い。大まかないい方をすれば、生活歌から創作歌へ、実体験の歌から題詠歌へという、和歌の変質に見合って、この語は登場してくるのである。(中略) 擬作は、若干実例が残されている推敲の問題とともに、中世和歌の表現過程の機微を考える際に、示唆する点が少なくないであろう。

久保田氏は、右に中略とした部分で、「擬作」の文字はない例をあげ、「擬作的性格を有する」和歌をめぐる、いくつかの問題点を摘記する。それは中世和歌史上の重要な示唆を含む指摘であるが、しかし、見たように、「擬作」をめぐ

る問題は和歌に限らず、また「擬作的性格」の和歌には『和歌大辞典』「擬作」の項にも挙げる『万葉集』の家持の儲作歌（巻十八、十九）や、予作歌（巻十九）もあり、如上の脈絡で「擬作」を敷衍することはできない。

『江談抄』に見える「擬作」の語は、先の一例のみであるが、『江談抄』内部にはいくつかの「擬作」例かと思われる詩文に言及がある。

甲田利雄氏（前掲書）が「こゝに云ふ所の擬作の一種であらう」とするのは、

楊貴妃帰つての唐帝の思ひ 李夫人去つての漢皇の情

雨に対かひて月を恋ふ（源順）

故老云はく、「数年作り設けて、八月十五夜の雨を待つ。六

条宮に参りて作るところなり」と云々。

〔江談抄〕四・三七

という例、また同氏が、「或意味で、擬作の疑ひがかげられたものと見られやう」とする例は、次の如くである。

言ふなかれ撫養してなほ子の如しと この字の反音これ

息郎

家の南の階の下にたちまち桑樹を生ずるに題す 江相公

時の人美（ほ）む。能を妬む者曰はく、「先にこの句を思ひて、裁ゑらる」と。相公聞きて咲へり。（同四・三一）

如上は、匡房の作ではなく、先行詩文についての逸話の中で、「擬作」的性格を有する作品をめぐる伝承を語っている。

意味するところは、いずれもその詩文が状況を巧みに詠んだ秀作であること、そして秀作である故に、それが前もって準備され、構えられた詩作であることをほめられたり、嫉まれたりしているということになる。右を見れば、「擬作」とは、秀作の一面を評価する語でもあることが把握され、和歌における『今鏡』『無名抄』の例の文脈にも通ずることが注意される。

そして次の例は、『江談抄』六・七一の「擬作」の説明に関連して新大系脚注が注意する、匡房自身が「擬作」的創作を語っている部分である。

また都督命せられて云はく、「表を今両三作らんと欲ふ。草を作ることなほ多し。しかるに年すでに老いたり。病めり。露命消えなんとす」と云々。問ひて云はく、「作り儲くるところの句は、何等の句なりや」と。答へられて云はく、「朝に在りまた野に在り。霖雨殿の夢に入る。人を釣り魚を釣らず。七十にして文王の歌（かり）に遇ふ」。この句いまだ出さず。遺恨なり」と云々。（同六・四三）

右は、「表」を擬作しておいた例であるから、いわば「擬表」であって、それは『統古事談』六・一二に藤原俊憲の作例をめぐって一例みえる難語「擬表」の理解に重要なものであること、拙稿に示したところであるが、そのことはまた後述する。ここでは右の例が匡房みずからの「擬作」のあり方

と意識を語るものとして、六・七一の「擬作」という語と直結することを再確認しておきたい。

この談話を見る限り、匡房自身、「擬作」の秀作性を自覚しつつ、それが前もって作り儲けることで生まれたこと自体には、何のてらいもないことに注意される。自身が先人の逸話として紹介した「擬作」的な作品の生まれ方に付随していたような、また「当座に詠むことは少なく」（『今鏡』）、「しかるべき時、名を上げたる歌は、多くは擬作にて有りけるとかや」（『無名抄』）と評されるようなややネガティブな側面（わざわざ前もって準備していたんじゃないか、秀作は当たり前、あるいはわざとらしい、という妬みの内在）は想定されていない。むしろ、「擬作」的秀作が発表されないで終わることを「遺憾」なこと、と歎じているのである。

そこには、「短詩型文学」としての和歌よりは、むしろ漢詩文創作の場において、「擬作」が必然であること、また漢詩文制作をめぐる当座と「擬作」の両面において、匡房が卓越した技倆を有する存在であったことを踏まえる必要がある。

陣の定文かくと云ふ事は、きはめたる大事也。大弁の宰相のする事也。そこらの上達部まいりあつまりて、さまざまの才学をはき、本文を誦して、をとらじまけじと定め申すことばを、ぬしにもとはず、文をもひかず、うちききてかき居たる也。又さしことに詞をもかざらずいふ人あれば、其心をとりにて、わが詞をつくりていみじくか

きなす。隆綱の筆のごとし。されば、その詞の浅きにつけふかきにつけて、かたがたかきにくきなり。かかる大事をして、当座にこれをあぐる。ゆゆしき大事也。よのつねには、目錄をとりてまかりいでて、よく案じ考へなどして後にたてまつる。是はやすきなり。

いにしへの通俊、匡房など、当座にえもいはぬことはをつらねてかきけり。これらはまた今ひとときはの事也。まねぶ人さらになし。ちかごろ当座にあげたる人は、俊憲の宰相、長方中納言、実守の中納言。

〔『統古事談』二・一四、新大系荒木予定稿を一部改〕
これは、陣の定文をめぐる弁官の能力を語る評論（『統古事談』はその関連例を近辺（二・一一、同一三）に逸話としていくつか挙げている）であるが、「擬作」の状況の説明にもなるだろう。右には、「擬表」作者俊憲の名前が挙げられる点にも注意したいが、なにより、如上に讃えられる当座性の卓越した能力を有する古今の代表として、匡房が示されることが重要である。

その匡房の「擬作」は、自らの没後料の願文の「擬作」を作成して子孫に託したことに極まる（注9の所掲巻三の例。平泉解題、また川口久雄『人物叢書 大江匡房』など参照）。ひそやかな遊びも含みつつ、より完成度の高い詩文を残すための方法論として、道真という理想的な先蹤に保証されたと信じる方法である「擬作」に言及し、実践していたということなの

である。日本的「擬作」語義の創出が、和歌ではなく、漢文的世界に由来することをそれは示唆し、そうした語義創出、あるいは展開の環境に、匡房が深く関わることを予想させる。前述したように道真をひとまず置けば、特異な「擬作」の使用の「古い例」として、匡房に集中的・自覚的用法があるということとは、久保田淳氏が指摘した「院政期」という時代限定の中で、いわば「擬作の時代」の中心的イデオログの一人として匡房が存在していたことは、間違いないのである。

四、擬作集と擬作

『啓白諸句』は、全体二〇〇句の内、五分の一ほどが「擬作」と銘記されて収められる（拙稿翻刻及び索引参照）。ただし、「愚作」と注記される編者守覚の作句（十四句）には、「擬作」注記がない。しかし、製作過程を考えれば、そこにはいくつかの「擬作」が含まれている可能性も残る。

一方、六句収められる匡房の作句には、全く「擬作」注記はない。『啓白諸句』における「擬作」注記は、守覚の同時代人に限られているのである（拙稿索引参照）。

「作文例をつなぎ合はせれば、直ちに所用の一文が成り立つようになつてゐる体の」（川瀬前掲）マニュアルとしての作文例集である『啓白諸句』において、掲載句は、掲載されたこととすでに、その句が模倣されて使用されることを前提として流通する。同書総体が、或る意味で〈擬作集〉である、と

もいえるのである。

その〈擬作集〉製作のために、守覚がもし周辺の文人達に「擬作」を募ったとすれば、その「擬作」には、匡房の理解とは、また若干、意識の変化が起こっている、とはいえないだろうか。

秀作への揶揄をも含みうる例外的製作としての「擬作」を、自覚的に秀作を生み出す必然としての方法論として、道真を引き合いに出してまで展開していった匡房とその時代、「擬作」は、個別の秀作伝説（和歌でいえば伏し柴の加賀の逸話『今物語』他）などへと絡め取られる方法論から、優秀な当座性を發揮する文人の、より卓越した秀作を生み出す装置へと転じ、認知されていく。

個人文集の中に「擬作」を含み込む匡房『江都督納言願文集』の如き先例に対し、『啓白諸句』は、作句作文例集であることを第一義的に企画された。すなわち、秀作の創作を求めて「擬作」し、その最も相応しい発表の場を待つ匡房らの「擬作」に対し、『啓白諸句』の場合は、「擬作」の名の下に、作文例形成のため、ある場合にはおそらく句単位での「擬作」が求められる、作られていった可能性もある。ここでは、表白の場、さらには作文例集という文脈が前掲され、それに合わせ模して、そこには匡房がイメージした創作への緊張感とは異質な、あらたな「擬作」の展開がある。

ここに、天神起源と称して、本来独自の意味を担おうとし

ていたはずのかつての「擬作」は、はからずも中国以来の、本来の語義の「擬作」(擬え模して作る)へと回帰することに
ならないか。守覚に依頼されて「擬作」句を成す営為があつた
とすれば、それは、作り儲けるものではあつても、具体的な
な法会なりを想定して作り儲けるのではなく、「発句」「施
主句」「祈禱句」「修法句」「祈願句」に大別した中を、さら
に施主(発願者)の身分に拠り細分してあ(川瀬前掲)るそ
の枠組み・文脈の状況を想定し、また命じられて、なされる。
理論的には、より形式的に擬え作ることが要求されるもの
なるからである。

『啓白諸句』と同時代、十二世紀末成立とされる十二巻本
『表白集』(随心院本の下巻〔五七函二四号〕)の外題には、「北院
〔守覚〕御集」と注記される)には二十篇を超える「擬作」
例が存在し、その中には守覚の「擬作」も含まれる(巻六。
同書については拙稿注³に所掲した牧野和夫論文参照)。同『表白
集』の「擬作」が『啓白諸句』と同様の「擬作」であるとす
るならば(牧野前掲)、そこには時代の流れを見てもよい。

かくの如き状況下で作られる形式的「擬作」は、それ自体
がおのずから、規範としての先行作例をより強く意識し、参
考にしつつなされる場合も多かったであろう。

先述したように、『統古事談』が、藤原俊憲(一一三二〜
一六七)という、匡房(一〇四一〜一一一一)没後十年以上
経って生まれた世代(守覚(一一五〇〜一二〇二)より二十八歳

年上で、守覚が十代の時に歿している)の作例を「擬表」と呼
び、

この二人(周勃と陳平)が事を宰相入道俊憲、擬表にか
きていはく、

応対易忤、汗通周勃之背、陰陽難理、牛喘丙吉之前。

如上、俊憲作と言いながら、ほぼ大江朝綱作の表と同一句を
そう紹介している。そこには朝綱をめぐる模倣句の隆盛も考
慮に入れる必要があるが、見てきたような「擬作」をめぐる
文学史的状况の推移が背景にあるのではないのだろうか。

山崎誠氏は、仁和寺感道法筆「尊勝陀羅尼供表白」に、守
覚法親王「表白御草」所収「高倉院尊勝陀羅尼供養表白」と
多くの同一文が存すること、そして「高倉院尊勝陀羅尼供養
表白」が守覚の手により、「高倉院御病悩平癒のために草さ
れたことは間違いない」ことなどから、右の一致の現象を、
表白の通用と言うことも考えられなくはないが、これか
ら自草をもとに守覚法親王が御室の継承者としての道法
に、院や公家のための表白・教化の作成を行なった、擬
作の草ということになる。このようなことを想像させる
資料として、本書は貴重である。(注²所掲論文)

と推測する。ならば、俊憲の「擬表」と、いわばそれは事の
表裏である。とともに、匡房没後の「擬作」願文を、彼の子
孫が「右先考大府卿…」と始めて一部の訂正だけでそのまま
使用したとすれば、その様相にも連続する。そして、こうし

てなされる「擬作」が、見てきた如き模写・模倣句を生み出すことになるのであれば、結果、「擬作」の語義は、ここでもまた、中国での本来の模倣句へと、帰着してしまうのである。

五、擬作のゆくえ

匡房の用例を嚆矢として、今日一般に知られるようになった「擬作」の用法は、今日むしろ特異な用法に見え、用例は、管見の限り、前掲したような限局した時代と状況に現れる。

『続古事談』が当座性の難しさとその達成を讃え、また『王澤不渴鈔』ほか、多くの作法書などが残るように、優れた作品を創作しようと思う場合、「擬作」であることがそもそも必然、あるいは常識だったのだろう。ならば、そもそも「擬作」であることが本然的、本来的に鋭く問題化されるのは、『続古事談』に当座性の卓抜を讃えられるような鴻儒、大江匡房あたりに限ってのことでもあった。匡房のような人物の談話だからこそふさわしく、天神となぞらえられつつなされるような大仰さが似つかわしいような、矜持と葛藤とを内在した、詩話のレベルの問題なのである。

さて、新編国歌大観CD-ROM版を検索すると、「擬作」語の用例は、すべて、守覚よりやや後輩の慈円（一一五五～一二二五）『拾玉集』の用例である。

其外擬作也

（四二二九、左注）

建保七年正月擬作

（四七六〇詞書）

建保六年十月之初擬作

（四七八一詞書）

『拾玉集』青蓮院本五帖末には、「和尚御詠類聚事」と題する尊円（一二九八～一三五〇）の識語が付されるが（新編国歌大観解題参照）、そこでも、

度度御百首嘉曆之比類聚已訖、今所殘懷紙旧草自然擬作
諸人贈答等也、

と「擬作」に言及する。「自然擬作」（折に触れ、たまたま作り儲けた和歌、というぐらゐの意味だろう）という表現が端的に示すように、それはもはや作歌の一形態として通例化している。匡房の用語をいわばその象徴的頂点として、和歌においても、「擬作」であることの緊張感、もしくは文学状況は、すでに希薄、というよりは、常態化して目立たなくなっているであろう。「擬作」という語が死語化していったのだとすれば、理由はそのあたりにあるだろうか。

六、擬作論の周辺

もちろん「擬作」の用例は、『時代別国語大辞典 室町時代篇』にも取られることがなく、その行方の調査には、少しばかり時間が必要である。また広く伝わる願文集・表白集類の個別例を、詳細に検討し、その追跡がなされる必要もある。一方、かわって、「擬作」が顕在的に担う語義には、同音であることもあり、「偽作」と際どく職掌分担をする、まね

びの書・作品の意義が追加される。

宗祇法師来、明疑抄為家卿作、是偽作之物也之由存之、

〔実隆公記〕明応元年十二月十六日条、『日本

国語大辞典』『時代別国語大辞典 室町時代篇』がともに挙例)

一 三五記といふ物、奥書のやうにはなく不審也。大方は擬作なるへし。

〔資慶卿口授〕近世歌学集成、『雲上歌訓』も同文

『須磨記』を評して「この書は「偽書」として著したのであるまい。菅公に擬して作った一種の弄文であって、広く世に流布させるよりは、限られた同好の知人にのみ示すべく執筆したのではないかと思う。：私ばかりか作品を偽書と称さずに、擬作とも呼んで区別すべきことを提唱する」という視界を提示した中村幸彦氏の「擬作論」は、『四季物語』『撰集抄』各書の論に遡及し、島津忠夫氏により『宇治拾遺物語』にも応用されてそれぞれの作品に重要な切り口を提示した。それより先、『巢守』や『山路の露』を始めとする、『源氏物語』周辺に生まれた作品群は、往々にして「擬作」と呼称される。そこには単なる「偽作」とは異なる、^①原典との距離感や位置取りをめぐる創作の拡がりの問題があるが、それらも併せて、〈擬作〉には、模倣と創作、という知的遊びをめぐる、広い意味での日本文化の問題があるようだ。それは、あらためて拙論の一部に関わるようにも思うが、いまそのことを論ずるいとまと用意がない。

注

① 荒木編『小野随心院所蔵の密教文獻・図像調査を基盤とする相關的・総合的研究とその探求』(二〇〇四年度大阪大学大学院文学研究科共同研究報告書、二〇〇五年三月刊)。

② 随心院本には鎌倉期写本の龍門文庫本が欠落する一紙分を有し、それを補い、両書校合して通し番号を付すと、二〇〇句という数となる。

守覚による表白類聚について、新資料紹介を兼ねた重要な論述に山崎誠「守覚法親王と表白の類聚―『表白御草』再考―」(阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究 論文篇』一九九八年、勉誠社刊)がある。なお同論に拠れば、「守覚法親王の表白は、『表白御草』に収められるもの他に、更に『修法要抄』(啓白諸句)に：秀句断片として引用されるものがある」として、「啓白諸句」(『修法要抄』巻六)所収守覚法親王表白」を抜書引用している。同論はその引用を踏まえて、「これらの諸句は『修法要抄』自体が守覚の親撰(「愚作」と表示される)であり、守覚法親王の自草から出たものに相違ない。ところがこれらの諸句は悉く『表白御草』に収斂していかない。『修法要抄』の成立した建久末年には、未だ『表白御草』は成立していないことになる」とも論じている。前掲「守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究 資料篇 仁和寺蔵御流聖教」に所収される「仁和寺御経蔵所蔵守覚法親王著作略目録」(同書第一部目録集(一))に拠れば、御経蔵第七十四箱(密要鈔丁) 1(修法要抄)(丁一四二)の(第五啓白諸句)に相当する(「元享元年八月十六日、一交了。金剛仏子了賢(花押)。(奥書識語)一一一九頁)。同書は

未見であるが、山崎氏によって、守覚「愚作」に関する部分の翻刻がある（前掲論文）。回翻刻を参照すると龍門文庫本にはば一致するが、一部差異もあるようである。なお、山崎氏の付された句番号は、龍門文庫本の欠を補う随心院本の通し番号（前掲拙稿参照）より少なく（龍門文庫本の句数よりも少ないようであるが、全体を見ると九番号にずれがあるため、同定しがたい。山崎氏が174として掲げる句（拙稿番号186）は、龍門文庫本・随心院本に作者付けがないが、次句175（拙稿番号187）に「愚作」と作者付けがされていることから、守覚作句とされているなど、数え方の問題もあるかも知れない。『啓白諸句』は、原作者の作句を続ける場合、基本的に「同作」等の作者付けを付して混乱を避けている面があるため、拙稿では作者付けがないもの別項とした）、仁和寺本も同種の欠落を有する可能性があるが、推測は避けたい。なお守覚の『表白御草』については、山崎誠「国文学研究資料館蔵『表白御草』」（『国文学研究資料館紀要』二二号、一九九六年三月）参照。

(3) たとえば、国文学研究資料館の論文データベースなどで「擬作」を入力して掲出される論文を一覧のこと。

(4) 手許の『広辞苑』第二版も類同。なお国語辞典等、「擬作」を立項しないものが多いようである。『大言海』や平凡社『大辞典』も「擬作」を立項しない。

(5) 『水言抄』一六九、前田本六三。

(6) 「有るべき由なり」（原文で「可有之由也」とあるところ、意外と難読であるが「そうなる理由があったのである」（『古本系江談抄注解（補訂版）』、『江談證注』は「擬作はそうありそうなことだ」と訳し、「詩会の席上で即座に作るということは容易で

はないので、多少ともあらかじめ作り考えておくことは当然ありそうなことだというのである」と注解、「擬作」がなされるべき所以を道真にもとめて説明していることは動かないだろう。

(7) 新大系「江談抄」脚注参照。

(8) 古匡房への複雑な感情をもつ藤原忠実、しばしば匡房の著作についての批判を漏らす（荒木「口伝・聞書、言説の中の院政期藤原忠実の「家」あるいは「父」をめぐる」、『院政期文化論集第二巻 言説とテキスト学』二〇〇二年十二月森話社刊参照）。

またその晩年、匡房の公事説の評価にかけりがあったともいう（松本昭彦『中右記』にみる大江匡房像）『解釈と鑑賞』一九九五年一〇月）。

(9) 平泉澄の活字本による拙速の一覧（『江都督納言願文集』の諸本と逸文については、細田季男『江都督納言願文集』と唱導文献）『中央大学国文』二八、一九八五年三月）参照。だが、『江都督納言願文集』に見える「擬作」またそれに類する注記には、

卷一 帝皇

・「八幡御塔擬作」（目録）↓表題は「八幡御塔」で、末尾に「天永元年月日 擬作」、一首前の「賀茂御塔」も末尾は「天永元年月日」

・「同院（堀河）旧臣結縁経願文」（目録）↓表題は「同院（堀河）旧臣結縁経願文擬作」、末尾に「嘉承二年九月日」

・「同院（白河）三十講擬作」（目録）↓表題は「院三十講御願文」、末尾「天永二年三月日」↓本文には「擬作」の語なし。

卷二 仙院

・「六十御賀擬作」（目録）↓表題は「六十ノ御賀擬作」、末尾

「年月日」

卷三 諸卿

・「同没後料〔擬作〕」(目録) ↓表題は「啓白／奉造立六尺皆金色觀世音菩薩像一体。／(奉)胎藏金剛西部曼荼羅」／奉書素紙々々々、末尾に「天永二年十二月十八日」※この日付は匡房没後のものであり、自身の没後料願文の「擬作」とされる。

・「祭主三位堂」(目録) ↓表題に「祭主願文未出」、末尾に「天永二年八月日弟子祭主從三位神祇大中(臣)朝臣」※「擬作」ではないが参考とする。

(10)ただし、「擬何」の熟語は通常、何に擬する(擬える)、と理解されるので、こども表に擬える、の意とも読める。いずれにせよ、用例等、広くご教示を乞う。

(11)山崎誠氏の指摘する、「ところがこれらの諸句(『啓白諸句』所載の守覚作句)は悉く『表白御草』に収斂していかない」(注2所掲)という点などと関連して考えるべき問題であるが、私に山崎氏の論述を咀嚼し切れていない面もあり、いまは注記に留める。

(12)匡房が「擬作」と注記する願文には、年月までが書き込まれたものがある。注9参照。

(13)ほぼ同句が『本朝文粹』四・一〇一に作者後江相公(大江朝綱)・同(『為貞信公辞撰政』第一表として載る。『新撰朗詠集』六三二・丞相〔付執政〕他に所引。『本朝文粹』では、「応対易」〔迷〕〔違〕汗浹〔於〕(ナシ)周勃之背 陰陽難理 牛喘〔於〕(ナシ)〔耶〕(丙)吉之前(新大系。括弧内は『新撰朗詠集』新

編国家大観、の異同)。また「応対迷ヤスシ、汗周勃ガ背ニアマネシ、陰陽理シガタシ、牛内吉ガマヘニアエグ」(朗詠譜本『九十首抄』岩波文庫、陽明本『朗詠譜』丞相、陽明叢書)とも。

(14)小野泰央「後江相公―大江朝綱小伝―」(『中央大学国文』三五、一九九二年三月号)参照。

(15)一覽するところ、二十二巻本「表白集」(『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究 資料篇金沢文庫蔵御流聖教』所収)に「擬作」注記は見えないようだ。なお、本誌特集のテーマとも関わる表白・願文の拡がり、総論、また差異について、私が語れるところはほとんど無い。近刊の山本真吾「平安時代の表白と願文に於ける文体的連関」(『国語国文』七四・三、二〇〇五年)及び同論に所引する参考文献等を参照されたい。

(16)「擬作論」(『中村幸彦著述集』一四、初出一九八二年)。

(17)中野幸一「擬作」(『国文学』一九六六年六月)、同氏「物語文学論攷」(一九七一年、教育出版センター刊)、安達敬子「擬作のころみ―『果守』論―」(『源氏世界の文学』二〇〇五年、清文堂刊、初出一九八四年十一月)、神田龍身「擬作の巻々―特に『果守』について―」(『源氏物語講座』八、一九九二年)など参照。

(18)島津忠夫「宇治拾遺物語の序文」(『中世文学』二八、一九八三年)。

(19)近年の「偽書」をめぐる研究潮流を参照のこと。日本文学に関わる研究を摘記すれば、日野龍夫「江戸人とユートピア」(一九七七年、朝日選書、二〇〇四年岩波現代文庫として復刊)、『偽書』の精神史 神仏・異界と交感する中世(『講談社選書メチエ、二〇〇二年)、『偽書』の生成中世的思考と表現(錦仁・小川豊生・伊藤聡編、二〇〇三年、森話社刊)、『日本古典文学における

偽書の系譜の研究』(平成十二年度―平成十四年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書、研究代表者 千本英史、二〇〇三年)、『日本古典偽書叢刊』第一―三巻、編集委員・伊藤聡、小川豊生、千本英史、深沢徹、二〇〇四―五年。現代思潮新社)など。

(あらき・ひろし 本学大学院助教授)